

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

防災対策

申請書には防・消火計画として、「消防水利については、既設消火栓等により、有効消防水利を充足させる計画である」と一行のべられているが、鷺沼駅周辺、特に市道久末鷺沼線の陸橋から駅前広場にかけての土砂災害警戒区域の指定部分の対策がなんら考慮されていない。南海トラフ大地震が今後30年間に7割の確立で予想される中、災害時に対策本部となる区役所移転はすべきではない。

大震災による鷺沼駅上の陸橋の崩落、ホーム法面の崩壊と線路上への土砂崩落等多くの人が危険を訴えてきましたが、なんの対策も環境評価もないのはなぜでしょうか？ 評価項目に入れて、対策を講じることを求めます。今後、この土砂災害警戒区域をどう対策するつもりか。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

耐震対策について

南海沖トラフ大地震(マグニチュード8~9級)の起きる確率は、政府発表での30年以内に70~80%とされています。この大震災によって、土砂災害警戒区域に指定されている、土砂埋め立て地域である鷺沼駅・ホーム北側の法面が、地震に耐えられず、崩壊して線路に崩れ落ちる危険が生じます。また、その崩壊に伴い、陸橋の崩落も想定されます。この対策なしに再開発事業の進行はできませんし、許されません。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者(事業者)が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日(木)まで(当日消印有効)

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

交通対策

自動車動線計画では街区の進入は、左折イン・左折アウトになっています。

駅前街区への車の進入路は、向丘地区や宮崎方面からくる車両は市道尻手黒川線から市道梶ヶ谷菅生線から進行して、アスリエ鷺沼を右折し市道鷺沼22号線、市道鷺沼52号線から市道鷺沼36号線から入る想定になっています。

その路線を通過して北街区への進行することは、住民には複雑すぎて理解できません。一般車両は北街区への入り口に近い住宅街の生活道路から左折インの道に入る選択が予想されます。そのことによって生活道路上の混雑、渋滞、また、人と車の接触事故の危険が増します。

北街区への進入も、市道久末鷺沼線の陸橋を渡って、北街区の角を左折して入口に向かうことになっています。順路は比較的簡単ですが、北街区の前はゆるい坂道を左折することになり渋滞が発生します。この角の交差点は今でも最大の渋滞発生地点です。広場に進入するバスとの交差等、渋滞等も予想されます。

交通対策が絵に描いた餅でなく、現実にあった対策ができなければ大きな問題になります。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

道路対策と再開発地区の再検討を

駅前街区と北街区の間の道路幅は広がり、バス路線のバス停が想定されています。従って、道路幅は実際には広がりません。その道路に取りつく周辺道路は現状のままです。現在でも渋滞が日常化している鷺沼駅周辺が区役所への来訪者、市民館利用者、図書館利用者が全員、交通機関(電車やバス)を利用してくるとは考えられません。まして区の南西部に位置している鷺沼へバスと電車を乗り継いでくる人より車で来る人が増加することは想像できます。現在の駅周辺の渋滞が周辺道路へ拡大することになります。また、左折イン・左折アウトにしたがえば、その道路に接続する住宅街の生活道路に進入する車が増えることも想定されます。人と車の接触事故の危険性も増します。

現在の区役所は山坂が多い、バス便が少ないとの理由をあげていましたが、逆にどこが、現区役所より利点があるのですか。狭い再開発区域の大部分をタワーマンションによる住宅が占めることにより、広場が縮小され利用者の動線が狭められ、利便性を阻害しています。

そこまでして行う無理な公共機能の移転(区役所・市民館・図書館)は、まったく理由がない事になります。公共機能の移転は中止すべきです。小規模の支所、市民館・図書館の分館をつくるべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者(事業者)が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日(木)まで(当日消印有効)

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

鷺沼駅と鉄道の混雑対策

申請書 P49 の鉄道乗車人員は、平成 29 年度に 1 日 31,092 人で、平成 25 年から 29 年の 5 年間で増加傾向にあるとしているが、今後の駅利用者はどの位増加を見込んでいるのか？

鷺沼駅の乗降客増加に見合う改善策が述べられていません。もし、電車利用者と再開発アセスとは関係がないと言うのなら、再開発準備組合の主体である東急電鉄による市民・区民への軽視です。

朝晩の電車のラッシュ時間の、通勤者の増加が想定されます。現在、武蔵小杉駅の混雑は解消されていません。小杉ほどにはならないにしても、通勤者が混雑時を避けて1時間早く出勤しなければならい事態も生まれます。快適な住空間を求めてタワーマンションに住む人たちにとっても大きな問題です。

このことの解決なしに、再開発はありえません。住みにくい鷺沼にしないために、東急は朝晩の混雑時対策を立てる義務があります。東急電鉄は、小杉駅の失敗を繰り返さないためにも、利用者増加に見合う対策をとるべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

ビル風対策

申請書によれば、146mのタワービルは、溝の口ノクティ(マルイ)の2.5倍、霞が関ビルと同じ高さで想定されています。周辺にこんな高さのビルはありませんから、南西からの風がどう変化し、タワービルにあたった風が垂直に道路にあたり、南西の住居、飲食街を直撃することが想定されます。このビル風の慎重な検証と対策が必要です。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

日照権対策

二棟のタワービルによる日照の問題を、地域住民に説明すべきです。とくに影響を受ける再開発地域の北側、鷺沼三丁目、土橋三丁目の住宅地住民に説明する必要があります。

その際、こんな高いビルはここだけですから、ビル1棟、1棟について検討するのではなく、再開発地域全体が与える一定地域への連続的な日照を検討すべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

歩行者の安全対策

申請書では、駅舎と北街区と駅前街区を結ぶデッキが想定されていません。人にやさしいまちづくりを謳っている割には、駅前街区から北街区へは従来どおり歩道を渡ることになります。

電車で区役所に来訪するだけでなく、駅前街区を歩いてくる人、特に高齢者が横断歩道を渡る時の危険があります。横断歩道は、交通広場の入り口横でもあり、車との接触事故の危険が高まります。歩行者の安全対策が必要です。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

教育環境対策

人口増はどのくらいになるのか、高齢者が宮前区の住居を売却して駅前のタワーマンションに多く入居するとの想定は難しいのではないかと。むしろ東京からの距離、駅前の条件から通勤者の増加、お子さんがいる若い人たちの移住が想定されます。小杉周辺のタワーマンション群によって子供の増加で保育園不足が起こっています。鷺沼でも保育園、幼稚園、小学校、中学校の質・量不足を想定して、対策が必要です。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

宮前区のバランスの良い住環境整備

再開発地域の総床面積に占める約70～80%は住宅で、公共機能はごくわずかです。区役所、市民館、図書館は従来の面積、機能を超えないと市は表明しています。開発区域の狭さを考えと当然と言えば当然です。

公共機関は現状と変わらず、自転車や歩いてくる人の坂道の不便さは同じ、向丘地域、特に平、五所塚、神木本町から来る人はバス、電車を乗り継いでくる人も増えます。便利どころか不便性が増加することが想定されます。

こんな不便な場所は中止して、まだ 30 年使える現区役所、市民館、図書館を使う方が、税金の無駄使いになりません。なによりも、鷺沼地域以外の住環境を著しく悪化させます。

鷺沼には支所、市民館・図書館の分館をつくり、バランスよい宮前区の住環境整備をするべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふ り が な _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

環境影響評価方法に問題あり

条例環境影響評価方法書の広告縦覧・借用について市民に知らせようとする姿勢がない
今回の再開発事業に関しては1万8000通近くのパブコメが寄せられ、市の広報が不十分であつたにも関わらず住民の関心の高いことが浮き彫りになった。しかし、今回の環境影響評価方法書は宮前区に3冊、本庁に3冊、各政党1冊しか用意されず、パブコメ数が1桁の数の事業と同様の数しか用意されないというおざなりの対応だった。住民の抗議によって後日、市は宮前区役所に5部増やし8冊としたがとても区民の関心の高さに対応できるものではない。貸出は一人1週間のみだ。インターネットで閲覧できるが、コピーができないようになっている。

市はこの事態を反省すると同時に、必要な部数を用意してから新たに条例の手続きを開始すべきである。

しかも、増やすよう要請すると「報告書は事業者に著作権があるので増やせない」という。自治基本条例は情報共有としている。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

環境アセスメントの前に準備組合から事業説明をするべき

区民に対しこれまで鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に関する事業者からの説明は一度も行われておらず、どのような建物が建つのかに関しても全く知らされていませんでした。

そのような状況で突然、川崎市環境影響評価に関する意見書の提出を求めることは、事業者としての最低限の責務も果たしていません。市税を投入する事業として、準備組合に対して区民に対して説明責任を果たすよう市は指導すべきです。環境アセスは事業の具体化があって初めてできること。当然、事業の具体化と補助金の獲得保障ができています。6 月には国に対する「予算要望書」を提出しているのではないのでしょうか。

開発計画を具体的に示さないまま、いきなりアセスに入るのは手順が間違っている。

小杉開発の際は、事業者による計画説明会の後にアセスの手続きに入った。

今からでも、事業者による説明会を開催するべきである。補助金等の金額も具体的に明示していただきたい。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

市道鷺沼線への駅前街区駐車場出入り口の集中について

駅前街区は商業、業務、住宅のそれぞれの駐車場の出入り口がすべて市道鷺沼線に面し、駐輪場の出入り口も兼ねている。出入り口はわずかしが離れておらず利用が集中する時間帯には大変な渋滞が予想される。

住宅の大規模機械式駐車場がどのような構造で出入にどれくらい時間がかかるかの説明もなく、商業の商品搬入のためのトラックの搬入口も明示されていない。このレベルの図面と資料では意見書を提出するのには全く不十分である。評価方法書を再提出し最初からやり直すべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

交通混雑の調査不足

申請書 15.P150 交通混雑・交通安全の調査評価にあたり、参考とする既存調査資料は平成 27 年のものとしているが、平成 29 年に実施した詳細な委託調査報告の活用はするのか？ それとも新たに調査をするのか？ 新たな調査をするとしたら 29 年調査と調査地点の違いがあるのか？ 新たな調査では、尻手黒川線の土橋と 246 号線周辺が含まれるのか？

車輛数の増加見込み、混雑度の予想、混雑防止対策をどのように取られるのか？

また、住宅地に細い道路が何本も再開発周辺道路と接続しているが、渋滞回避のためか？ 歩行者の安全確保は大丈夫か？

左折イン左折アウトの計画は、市道久末鷺沼線の渋滞に加えて、市道小台 23 号線、市道鷺沼線 36 号線の渋滞を引き起こすのではないか？

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

市の発表と申請書のずれ

1. 市は、駅前をベッタウンから「住む、働く、1日を過ごす多世代が交流できる地域生活拠点にする」「駅前には商業、住宅、文化、交流、憩いの広場、保育子育て支援、ワークショップ、交通結節機能、交通広場」などを整備するとしていたが、早くも期待はずれだ。
2. 駅前街区(駅前)には地下 2 階、地上 37 階、146m の超高層ビル。北街区には地下 2 階、地上 20 階、92m の超高層ビルの 2 棟が建つ。
各々の床面積が非表示のため面積比較はできないが、床の階数比較をすると、駅前街区では 86% が住。北街区では 75% が住宅だ。圧倒的に住宅だ。商業は駅前街区の 10% しかない。
憩いの広場も、保育子育て支援もワークショップもみられない。
市民館・図書館・区役所の表示がなく、これら公共施設を「業務」と表示されているのだ。
区民の税金で、区民に奉仕する公共機能を「業務」という名称にするのは公共施設を愚弄している。
公共施設であることを明確にし、区民意見を取り入れて設計すべきだ。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふりがな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

環境アセス終了後に都市計画手続きをすべき

都市計画は一度決定すると10年~20年変更ができない。従って環境アセス手続きと都市計画の手続きを平行して進めるような手続き上の矛盾を行政が行ってはならない。

環境アセスメント後に都市計画手続きをし、環境アセス手続きを先にやりながら、途中から都市計画手続き並行させさせることは絶対認められない。3 月に事業内容も示さぬままの基本計画決定。8 月~9月に事業概要のみで環境アセスを市民・区民に求めるのはむりがある。重ねて、環境アセスと都市計画決定の同時決着は認められない。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

北街区の駐車場出入口

北街区の駐車場出入口は市道小台 23 号線から左折で入庫、左折で出庫となっているが、小台 23 号線は二車線の大変狭い道路であり、この道路に業務と住宅の駐車場の出入口を集中させていいのか疑問である。住宅の機械式駐車はどこから入庫して、その待ち時間はいかほども明記されていない。最低限小台 23 号線は待機車用に拡張すべきと考える。

意見書を求めるレベルに達していないので評価方法書を再度提出し、最初からやり直すべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

駐車場・駐輪場不足問題

駐車場は商業・住宅・業務等の合計で 510 台であり、住宅戸数 530 戸よりも少ないのは重大問題だ。これでは住宅利用者だけで満杯となってしまう。山坂多くバスの少ない宮前区は、マイカー・自転車・バイク利用者が多く、現区役所・市民館・図書館の駐車場は合計 126 台、駐輪場はバイクを含めて約 90 台ある。さらに商業等で多数の人の利用を想定するならば、鷺沼駅前には公共施設利用者の台数は別枠としてその分増やすべきだ。駐車場不足は再開発地区周辺に絶えず駐車待ちの車両がいることになり、渋滞の慢性化を招く。環境を著しく悪化させる。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

大気汚染対策の必要

リニヤ等の大規模工事との関連

リニヤ新幹線、犬蔵非常口工事での議会質問に対して、岩田まちづくり局長は「建設発生土は約 12 万 m^3 一日最大工事車両数は往復で640台が月 2 回程度ある(黒川線や東名を走行)。作業時間は 8 時から 22 時を前提としている」と答弁している。

リニヤ新幹線の地下トンネル工事は10年間以上、鷺沼再開発工事の時期とダブルことが予想される、リニヤの残土搬出には尻手黒川線や東名高速道路が使用される。交通渋滞、大気汚染、騒音、振動、残土搬出など、複合的な影響をもたらす可能性がある。特に交通渋滞、大気汚染などの複合影響を評価に入れる必要がある。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

公共的施設の過不足の検討

鷺沼駅前開発により、どの位の人口増を見込んでいるのか？ 人口増に必要な小中学校、保育園、幼稚園、高齢者施設、障害者施設、医療機関などの公共的施設の整備を遅れることなく整備計画を立てるべきだ。この点でも小杉再開発の失敗は許されない。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

タワーマンションの売れ残った保証は

住宅が 530 戸と多いが、販売か賃貸か？ 小杉の再開発では、市は小杉駅周辺の超高層ビルの対象者は区内の高齢者だとしていたが、実際に入居したのは中原区民より他都市から来た子育て中の世帯や外国人投資家の投資対象などになっています。

鷺沼駅前再開発では、住宅が 530 戸と大変多いが、対象者はどのような人を想定しているのですか？また販売か賃貸か？

公共施設と民間マンションの合築は、30 年後の長期修繕の際に負担と複雑な問題がからみ、どうにもしょうがない事態になると言われているのに、どうして複合なのか？

2020 年代には、オリンピック選手村の住宅化、2022 年の宅地並み課税の解除など全国的にマンション需要がだぶつき、空き家が劇的に増加すると言われています。小杉でもその現象がすでに現れており、鷺沼の 530 戸が売れ残る可能性もあります。

そのツケを川崎市が負い、そのために税金が使われないことを川崎市は市民・区民に対して表明し保証すべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

バス路線と交通広場を明らかにしてください

現区役所・市民館・図書館を移転させる最大の理由にされたのが、「現区役所へのバス路線に対する不満（少し不満の 3 割を含めて 6 割）が多い」ということでした。

宮前区役所へのバス路線は 1 日 280 本と少ないが鷺沼駅へのバス路線は倍の 560 本あるし、さらに拡充するから鷺沼の方が便利だという説明でしたが、鷺沼駅からのバス路線は 11 系統あり、半分の 6 系統は横浜市内を走るバスです。その上に宮前区全路線の鷺沼への乗り入れは、予定している交通広場ではさばききれません。限られた地域からのバス路線となり、現状の現区役所へのバス路線より劣る可能性がでてきます。

鷺沼駅へのバス路線計画を早く市民・区民へ知らせるべきです。その上で、環境影響評価をするための鷺沼駅前バス路線やタクシーを含めて交通広場の配置、動線を具体的に表示してください。そうしなければ十分な環境評価はできません。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

利用者の安全・安心はなぜ過小評価されたのか

広場と横断歩道の機能をもつベデストリアンデッキの設置を川崎市の説明では想定していたと思われるが、申請書では、なぜ断念したのでしょうか？ どうしてですか？

再開発地区を利用する人達の駅前街区と北街区への横断歩道と車の増加による危険、歩行の安全、快適な移動空間が減少することを想定した環境など考えられません。

また、申請書では、市の説明資料になかった文言が「開発行為の目的」P6の上から 9 行目にでてきました。「隣接都市(たまプラズ等)との連携・調和のもと、商業・業務・文化・良質な都市型住宅等の集積及び交通機能結節の強化をはかり、地域生活ゾーンの核となる拠点の形成をめざす」と下線部分が追加されています。「たまプラザ等との連携・調和」は鷺沼開発にどう影響されたのですか？

この文書通りとするなら、買い物はたまプラザへ、再開発地区はタワーマンションを中心とした住宅地にしますよ、となります。利用する人たちの安心・安全はないがしろです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

住民が環境評価するには申請書で以下の点を補充して下さい

- 1、各フロワーの用途別床面積を表示してください。
- 2、平面図と側面図だけでは、イメージがつかめない。立体図も表示してください。
- 3、用途に「業務」とあるが、どういう意味か？ 今まで聞いたことがない文言です。
- 4、機械式駐車場とはどのようなものか？ 上階の車を出口で受け取るのにどの位の時間がかかるか？ 安全・騒音などは？
- 5、緑化計画は可能な限りとあるが、どの位の面積か？ 基準があるのではないか？
- 6、久末鷺沼線の交通広場に面した道路を巾 16m から 22m に拡幅するとあるが、どのように活用するのか？
- 7、駅前街区の一般車と荷物者、住宅者利用者の車の走行と歩行者の動線、安全確保はどうなるか？
- 8、P81の構造物の影響では、日照、風害、眺望、景観、テレビ受信障害、などが想定されており、現状調査については、住民と事業者、川崎市の間で共通認識をもてるようにするため、住民参加で実施して欲しい。
(被害予測調査は、経験者の力もお借りし、住民サイドの調査が重要となる)
- 9、南海地震は30年内に必ず来ることを想定し、駅ビルの住宅も多く、駅利用者も多い中で、駅前の防災対策が大変になることが予想される。
区役所出口は、左折ルールで宮前平駅に向かう道路1本しかない。しかもこの道路周辺は埋め立てによる軟弱地盤で大災害の時の通行が心配される。これで通路問題も含めて全区民 23 万人の災害対策をどのようにするのか対策を明示するべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。

- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

既存宮前平地区の環境影響・配慮

申請書の P 7 に環境配慮の内容等について記述がある。アからカの項目があるが、既存区庁舎、市民館、区役所を移転した場合の宮前平地区に与える環境影響に関しては項目がない。

宮前平地区を中心としたエリアには現施設利用者によるコミュニティが存在しており、また現施設があるためこの地域に引っ越してきた住民も多数存在する。その住民の意見も聞かず一方的に移転を決定するのは環境破壊である。

既存区庁舎、市民館、区役所を移転した場合の宮前平地区に与える環境影響の項目を加えるべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

防災悪化の環境評価を

申請書 P 7 のかに防災に関する配慮とあるが、建物に敷設する建築基準法、消防法上設置しなければならない当たり前の設備の項目だけで特別防災に配慮した設備ではない。

それよりも、宮前平地区の、区役所、消防署、警察署が近接し災害時に直ちに防災拠点として稼働できる環境に比べ、鷺沼地区ではそれがどのように悪化するかの環境影響評価が必要である。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

デッキの有無の交通環境評価を

申請書 P 7 のウに交通環境への配慮とあり、自動車及び歩行者の安全確保とある。駅前街区には図書館・市民館・ホール・子育て機能が、また北街区には区役所が予定されており、両街区を行き来する区民は多いと思われる。また北街区だけでも 140 戸の住宅が予定されており、通勤時はもとより市道久末鷺沼線を横断する歩行者は増加する。このような大規模再開発では当然、車歩分離の原則で 2 階にデッキを設けるべきである。

デッキを設けた場合と設けない場合の交通環境への影響評価をするべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

日照権・風害等の調査は住民立会で

146m と 92m の 2 棟の超高層タワーマンションによる圧迫感・景観・日照阻害・風害・テレビ受信障害等の調査は、住民立ち合いのもと合同調査をしてください。

狭い鷺沼駅前に 146m37 階建て、北街区に 92m20 階建ての 2 棟のタワーマンションが建つことによる、複合被害は重大です。

超高層ビルの複合被害で空と太陽が奪われます。小杉駅周辺の再開発ではビルの複合被害で遠方まで長時間にわたり日照が奪われたり、眺望が悪化したり、風害で樹木がなぎ倒されて交通不能や、歩行者や自転車が転倒し怪我をしたり、洗濯物が粉塵で干せなくなったりと様々な被害が起きました。

開発事業者は、環境基準値であれば問題ないと判断されます。実際の生活は数値だけでは判断できません。住民の生活目線で公平性・客観性を持たせるため、ガラス張りの評価と対策が必要です。

そのため、住民立ち合いによる、合同調査にしてください。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

災害時の対応が示されていない

南海トラフ大地震が 30 年間に 70~80% の確率で起きると予測されています。鷺沼駅周辺はハザードマップで土砂災害警戒区域に指定されており、特に駅北側の鉄道路線に面した法面の崩落とそれに伴う橋の崩落が危惧されています。

災害時には、この道路はバスや一般車はもちろん、災害対策本部の連絡道路としても重要です。この土砂災害警戒区域の危険性を多くの市民が指摘していたにもかかわらず、なんら対策が示されていません。土壌調査と対応策を示してください。

環境評価書の案では、北街区は左折イン、左折アウトですから、災害直後は、災害対策車は宮前平駅に向かう道路しかないことになります。災害時直後は、一般車も同時に走行しているので、混乱が生じます。緊急事態を指定する前の混乱は、今の交通、道路計画では対応できないことになります。災害を想定した対策を示してください。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

大気汚染調査に PM2.5 の追加調査を

宮前区の大気汚染はひどく、ぜんそく患者は市内 7 区中、麻生区に続き 2 番目に多い 2547 人います（2018 年 3 月末現在）。患者は東名高速道路周辺に多く自動車廃棄ガスが原因と思われます。また鷺沼再開発と重なる時期に、土橋の近くの犬蔵でリニヤ新館線の立て坑・トンネル工事が行われます。

複合汚染もあり、大気汚染には喘息の主原因である PM2.5 を追加し、調査をしてください。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

現区役所・市民館・図書館を移転した場合の黒川線道路以北区民に
与えるマイナス影響とコミュニティ施設利用保障について評価してください

今回の区役所・市民館・図書館の移転問題は、市民のコミュニティ施設として重要な課題です。

市はこの課題に正面からの議論を避け、市民フォーラムでは「移転の議論をしているではありません」「鷺沼にどのような機能が必要かを議論している」「移転しなければならない理由はありません」「建物はまだ 30 年位は使えます」と説明してきました。

最後まで移転是非の議論を避け、2 月に市長は「総合的判断」の名で突然、移転決定をしました。

現区役所への交通不便が移転の理由とされ、移転した場合に住民生活に与えるデメリットの検討は全く行われてきませんでした。

今回の環境評価では、鷺沼の人口増に見合う図書館・市民館の在り方を検討するようですが、他方、現在の図書館・市民館・区役所を利用している人のことも検討すべきです。特に子供や高齢者は、日常生活の中で、わざわざ少ないバスに乗り、鷺沼まで行く人は少ないでしょう。宮前区全体の街づくりを考えるならば、鷺沼に公共施設が移転することにより、市民館・図書館・区役所が利用できなくなる人達にどうコミュニティ施設を保障するかが大事です。

宮前区の人口は 1.5 倍の 23 万人に増えたのに図書館は 1 館のままです。他区には分館があります。また、市民館とその類似施設は高津区や中原区の 3 割以下の会議室しかありません。市民税納入額は市内 2 番目に多いのに、生涯教育の文化施設は他区に比べ最低です。宮前区と人口規模が同じ他都市の図書館数を比較すると調布市は 11 館、厚木市は 10 館です。

図書館や市民館類似施設は徒歩圏内にあるのが基本です。23 万人口に 1 つの図書館は少なすぎます。宮前区は細長く山坂が多い地形でバス等交通機関が大変不便な地域です。宮前区全体のコミュニティ施設の保障を考えるならば、現市民館・図書館・区役所を存続させ、鷺沼にも図書館・市民館の分館と区役所支所を作ることが必要です。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

二館の図書館を

タワーマンション146m²の概略図に市民館・図書館が「業務等」として入っている。

意見1 業務等とはどういう意味か？公共図書館及び市民館は、図書館法、公民館法にもとづいた教育機関である。

市教育委員会からどういう建設コンセプトが提示されたのか。

意見2 例、図書館の場合図書館法に基づいて設置されるべきものである。市側からどういう構想が提示されたのか？

意見3 図書館はこのビルの中の住人と近隣住民とが利用することを考えれば、図書館は1Fに設置すべきだ。

意見4 図書館及び市民館も現行と同等の面積を想定しているとのこと。川崎市の各区の図書館の面積は概ね小さい。住居の開発を前提にしているのなら、住民は増えるし、駅という利便性から考えて利用増は容易に想定できる。

現行同等の面積では少ないと思われる。100年とは言わないが、50年後の資料増に対応し、公開室の他、当然保存の為の書庫部分が想定しているが、保存書庫を備える場合の地震対策、書庫の重量を保つ設計の工夫が必要だ。

意見5 上記のことを考慮するなら、当然、現行の宮前図書館も、区全体の位置づけからすると、宮前の中央という点で現行図書館も必要である。鷺沼にできる図書館は他図書館にない機能を想定しても良い。鷺沼地区のきのう、今日、明日を市民がつくりあげていける資料の収集・提供・保存などが必要になる。

意見6 図書館は公開書架部分の他、閲覧室、交流室(集会室 地域生活のことを交流しとりまとめたり、読み聞かせのボランティアと職員の交流室や 住民同士の読書会などもできるようにグループ室を備えて欲しい。)

意見7 図書館の部分を含めた基本設計は、市民からの意見も加味されるよう十分な時間を設定して基本計画がつくられるべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）